

# 令和元年度「歳末たすけあい」年末年始援助活動公募要領

うきは市社会福祉協議会

歳末たすけあい配分事業は、年末年始に援助や支援の必要な市民が地域で安心して暮らせるように行う、善意の市民活動に対し、助成金を交付するものである。

## 記

### 1. 助成金財源

市民の皆さまよりお寄せいただいた「歳末たすけあい募金」を財源とする。

### 2. 対象団体

市内で活動している福祉団体、ボランティアグループ、学校、福祉施設等

### 3. 対象事業

市内において、本年12月から翌年1月までに実施される地域住民の参加による福祉活動や支援を必要とする方（世帯）への在宅福祉活動、援助活動、交流活動等。

#### 【活動事例】

- ・一人暮らし高齢者、高齢者世帯等へのお餅配布・声かけ活動
- ・園児・児童による高齢者とのクリスマスカード、年賀状交流活動
- ・ボランティアによる施設交流活動
- ・高齢者宅等の家屋の小修理活動（障子の張り替えなど）
- ・おせち料理等のふれあいお食事活動
- ・障がい者団体、介護者の会など当事者団体等の交流活動
- ・子育てサークルなどによるクリスマス会等の交流活動

### 4. 配分対象経費

配分対象経費は、次のとおりとする。

使用料及び賃借料	会場使用料、器具等賃借料等
印刷製本費	記録用写真代、コピー代、案内チラシ代等
通信運搬費	切手、はがき代等
消耗品費	事務用品等、事業・活動で使用する消耗品費等
報償費	講師謝礼等（申請団体の構成員に対するものは除く。）
保険費	行事・レクリエーション保険料等
食料費	飲料、食材等（ただし、アルコール類は除く。）
燃料費	ガス代、ガソリン代等（ただし、ガソリン代は1台または1地区1,000円まで。）
その他	上記以外のもので、配分委員会（理事会）にて特に必要と認められたもの

※プレゼント・景品・見舞い品代の上限額は、300円（税別）/個までとする。

### 5. 配分申請

本会所定の申請書によりご提出ください。

※なお、申請書の提出締め切りは、**令和元年11月15日（金）**までとする。（必着）

### 6. 助成金額

1事業4万円以内。

ただし、当事者団体のみでの交流活動については、3万円以内とする。

### 7. 助成決定

配分委員会（理事会）において決定し、文書にて通知する。

### 8. 事業報告

事業終了後、速やかに以下の書類を、ご提出ください。

1. 歳末たすけあい運動年末年始援助活動報告書
2. レシート ※購入内訳が分かるもの（A4用紙に添付して提出、コピー可）
3. 写真（事業の雰囲気や様子の分かるものを、A4用紙に印刷または添付して提出）

※なお、報告書の提出締め切りは、**令和2年1月31日（金）**までとする。

### 9. 助成金交付

事業報告書の提出を受けた後、内容を精査し助成金を交付。その結果、助成金を減額する場合もある。

### 10. 助成の明示及び表示

当該事業を実施する際は、市民に対し本助成を使用して実施している旨の周知をお願いします。

※例えばチラシ・ポスター・広報紙などの印刷物に「歳末たすけあい募金を活用しています」といった文言を明記する、事業実施時等にて呼びかけていただく、のぼり旗（卓上サイズ）を設置する等。

### 11. その他

- ・配分を受けている団体に対し、本助成事業のPRのために、広報用記事取材等の依頼をする場合もある。
- ・助成の申請内容に偽りがあった場合や、不正な方法で助成の交付を受けた場合、また、申請内容と相違する使用方法などがあった場合は、取り消しや助成金を減額する場合もある。
- ・申請後、または配分決定後、やむを得ない事情により、事業中止や事業内容・申請内容の変更が発生した際は速やかに下記までご連絡ください。

#### 問い合わせ・提出先

うきは市社会福祉協議会

吉井事務所 うきは市吉井町347-1 (TEL) 0943-76-3977

浮羽事務所 うきは市浮羽町朝田582-1 (TEL) 0943-77-8351